第３節　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する運用について

第1 共通事項 (用語の意義)

1 特定共同住宅等

令別表第１(５)項ロに掲げる防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものをいう。

2 住戸等

特定共同住宅等の住戸(下宿の宿泊室及び寄宿舎の寝室を含む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫（単独のトランクルーム含む）、機械室、電気室、その他これらに類する室をいう。

3 共用室

特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等、遊戯室（シアター室、カラオケ室、プールを含む。)、サウナ室、トレーニングジム室、浴室（その他の公衆浴場)、の用に供する室をいう。

4 共用部分

特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場、駐輪場・受水槽室・トリミング室、ポンプ室その他これらに類する特定共同住宅等の部分であって、住戸等以外の部分をいう。

5 階段室等

避難階又は地上に通ずる直通階段の階段室(当該階段が壁、床又は防火設備(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 ロに規定するものをいう。)等で区画されていない場合にあっては当該階段)をいう。

6 開放型廊下

直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下をいう。

7 開放型階段

直接外気に開放され、かつ、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる階段をいう。

8 二方向避難型特定共同住宅等

特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも 1 以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる 2 以上の異なった避難経路を確保している特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

9 開放型特定共同住宅等

すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

10 二方向避難･開放型特定共同住宅等

特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも１以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる２以上の異なった避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等として消防庁長官が定める構造を有するものをいう。

11 その他の特定共同住宅等

前８号から１０号に掲げるもの以外の特定共同住宅等をいう。

12 住宅用消火器

消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年自治省令第 27 号)第 1 条の 2 第 2 号に規定するものをいう。

13 共同住宅用スプリンクラー設備

特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制するための設備であって、スプリンクラーヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和 40 年自治省令第 2 号)第 2 条第 1 号の 2 に規定する小区画型ヘッドをいう。以下同じ。)、　制御弁、自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構成され、かつ、住戸、共用室又は管理人室ごとに自動警報装置の発信部が設けられているものをいう。

14 共同住宅用自動火災報知設備

特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、特定共同住宅等における火災の発生を感知し、及び当該特定共同住宅等に火災の発生を報知する設備であって、受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 19 号)第 2 条第 7 号に規定するものをいう。以下同じ。)、感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 17 号。以下「感知器等規格省令」という。)第 2 条第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。)、戸外表示器(住戸等の外部において、受信機から火災が発生した旨の信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。以下同じ。)等で構成され、かつ、自動試験機能(中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 18 号。以下「中継器規格省令」という。)第 2 条第 12 号に規定するものをいう。)又は遠隔試験機能(中継器規格省令第 2 条第 13 号に規定するものをいう。以下同じ。)を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器(感知器等規格省令第

2 条第 19 号の 3 に規定するものをいう。以下同じ。)の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

15 住戸用自動火災報知設備

特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、住戸等における火災の発生を感知し、及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

16 共同住宅用非常警報設備

特定共同住宅等における火災時に安全に避難することを支援するための設備であって、起動装置、音響装置、操作部等で構成されるものをいう。

17 共同住宅用連結送水管

特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であって、放水口、配管、送水口等で構成されるものをいう。

18 共同住宅用非常コンセント設備

特定共同住宅等における消防隊による活動を支援するための設備であって、非常コンセント、配線等で構成されるものをいう。